

学校法人東京経済大学任期制の教員に関する規程

2016年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、本学において任期を定めて任用する教員について定めることを目的とする。

(職種名等)

第2条 任期を定めて任用できる職種名、組織、任期、再任及び学内関連規程については、別表のとおりとする。

(大学教員の任期に関する法律の適用)

第3条 前条に定める職種のうち客員教授、特任講師、特命講師について、大学教員等の任期に関する法律（以下「大学教員任期法」という。）（平成9年6月13日法律第82号）第4条第1項第1号を適用する。

(別職種での再雇用)

第4条 任期制の教員として雇用されていた者を別職種にて再雇用しようとする場合は、改めて各職種の規程にて定めた手順をとるものとする。

2 前項の場合の雇用期間は、各職種の任期にかかわらず、任期制の教員としての各職種の雇用期間を合わせて10年を超えないものとする。

3 前項の雇用期間について、2つの契約期間の間に6ヵ月以上の空白期間がある場合には、空白期間以前の雇用期間は合算に含めないものとする。

4 第2項の定めにかかわらず、10年を超えて雇用する時点での職種が非常勤講師である場合は、この制限を適用しないものとする。

(労働契約)

第5条 任期制の教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を締結するものとする。

(公表)

第6条 この規程は、大学教員任期法第5条第4項により、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教学改革推進会議が発議し、大学運営会議及び代議員会の議を経て、理事会が行う。

付 則

1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

2 第3条第2項の雇用期間の合算は、2013年（平成25年）4月1日以降に開始した有期雇用契約を対象として行うものとする。

付 則

1 この規程は、2019年（令和元年）6月13日から改正施行する。

2 非常勤講師については、この改正施行を2018年4月1日に遡って適用する。

別表

職種名	組織	任期	再任	大学教員任期法	学内関連規程
客員教授	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部 全学共通教育センター 経済学研究科 経営学研究科 コミュニケーション学研究科 現代法学研究科	1年以上3年以内	可。ただし、通算5年を限度とする。	適用する	客員教授規程
特任講師	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部 全学共通教育センター	3年	可。ただし、再任の場合の任期は1年とし、2回を限度とする。（通算5年）	適用する	特任講師規程
特命講師	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部 全学共通教育センター	2年	可。ただし、4回を限度とする。（通算10年）	適用する	特命講師規程
非常勤講師	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部 全学共通教育センター 経済学研究科 経営学研究科 コミュニケーション学研究科 現代法学研究科	1年以内	可。	適用しない	非常勤講師規程 非常勤講師資格規程